

登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の  
登録等の審査要領（案）

令和〇年〇月〇日  
〇〇〇〇決定

## 1 通則

- (1) 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号。以下「法」という。）等に基づき、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録等に当たり文部科学大臣へ意見を述べるための審査及び審議の運営は、ここに定めるところによる。
- (2) (1)の審査及び審議は、法、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則（令和5年文部科学省令第39号）（以下「施行規則」という。）、登録実践研修機関研修事務規程策定基準（案）、登録日本語教員養成機関養成業務規程策定基準（案）その他関係法令に基づき、(1)の審査を行うために中央教育審議会（生涯学習分科会）に設置された審議体（以下「審議体」という。）が定めた「登録実践研修機関の登録、研修事務規定の認可等、登録日本語教員養成機関の登録及び養成業務規定の届出等に当たり確認すべき事項（案）」及び「登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム（案）」を参照して行う。

## 2 登録実践研修機関の登録の審査方法

- (1) 審議体は、審議体に設置された下審査のための審議体（以下「下審査の審議体」という。）に審査を付託し、下審査の審議体から審査の議事経過及び結果の報告を受けて最終判定を行い、それに基づいて文部科学大臣に意見を述べる。
- (2) 登録実践研修機関の登録（以下2から8までにおいて「登録」という。）の審査に当たっては、研修事務規程の認可についても同時に審査を行う。
- (3) 下審査の審議体においては、書面審査、面接審査及び実地審査の方法により審査を行い、登録の可否（可、不可又は継続審査）及び規定の認可の可否（可、不可又は継続審査）を決する。
- (4) 審議体においては、下審査の審議体からの報告を受け、登録及び規定の認可について最終判定（可、不可又は継続審査）を下し、それに基づいて文部科学大臣に意見を述べる。
- (5) 審査中又は審査の結果、必要な場合には、あらかじめ定める日までに申請

者に申請書又は添付書類の補充又は訂正を行わせることができる。

- (6) 申請書又は添付書類の補充又は訂正は、審議体又は下審査の審議体を構成する委員の許可なく行うことはできないものとする。
- (7) 面接審査及び実地審査は、必要に応じて行うものとする。
- (8) 審議体及び下審査の審議体を構成する委員は、審査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。委員でなくなった後においても同様とする。
- (9) 審議体及び下審査の審議体を構成する委員は、利害関係のある申請者の審査を行うことはできない。

### 3 書面審査

- (1) 書面審査は、1つの申請につき2名以上の委員で実施する一次審査と、下審査の審議体全体の会合で実施する二次審査とする。
- (2) 一次審査を実施する委員のうち1名を主担当とする。
- (3) 一次審査においては、文部科学省担当官の事前確認の結果を聴取したのち、申請書、添付書類その他関連資料に基づき、登録の可否（可、不可又は保留）及び規定の認可の可否（可、不可又は保留）について審査する。
- (4) 一次審査の結果、必要な場合には、2(5)に定めるところにより、二次審査の前までに申請書又は添付書類の補充又は訂正を求めるものとする。
- (5) 一次審査の議事経過及び結果は、主担当の委員が取りまとめ、二次審査の場に報告する。主担当の委員が二次審査に出席できない場合は、一次審査を担当した他の委員が、主担当の委員が取りまとめた結果を報告する。
- (6) 二次審査においては、一次審査の議事経過及び結果（面接審査又は実地審査を実施した場合には、それらの結果を含む。）を踏まえ、申請書、添付書類その他関連資料に基づき、登録の可否（可、不可又は継続審査）及び規定の認可の可否（可、不可又は継続審査）について審査する。
- (7) 下審査の審議体は、一次審査又は二次審査の結果、申請の根幹に係る是正が必要な場合で、申請を抜本的に見直す必要があり、審査を継続すると最終判定が「不可」となるおそれがあると認められるときに、申請者に対してその旨を伝達することができる。

### 4 面接審査及び実地審査

- (1) 下審査の審議体は、必要に応じて、面接審査又は実地審査を行う。
- (2) 面接審査は、書類審査の一次審査の結果に基づいて、当該一次審査を担当した委員及び文部科学省担当官が同席し、直接申請者と面接し、申請について説明を聴取することにより行う。
- (3) 面接審査の結果は、主担当の委員が取りまとめ、書面審査の二次審査の場

に報告する。

- (4) 実地審査は、書面審査の一次審査の結果に基づいて、当該一次審査を担当した委員及び文部科学省担当官が同席し、実地において、申請について事実を確認し、審査する。
- (5) 実地審査の結果は、主担当の委員が取りまとめ、書面審査の二次審査の場に報告する。
- (6) 面接審査及び実地調査においては、審査を受ける日本語教育機関の設置者（法人の場合は代表者（当該審査の主担当である委員が認めた場合には実践研修の担当役員。））及び責任者となる指導者（予定者を含む。）の出席を求める。
- (7) 面接審査又は実地審査の結果、必要な場合には、2(3)に定めるところにより、二次審査の前までに申請書又は添付書類の補充又は訂正を求めることがある。

## 5 最終判定

- (1) 審議体の最終判定は、下審査の審議体からの報告に基づき、登録の可否（可、不可又は継続審査）及び規定の認可の可否（可、不可又は継続審査）について行う。
- (2) 下審査の審議体からの報告は、下審査の審議体の長がとりまとめて行い、下審査の審議体の長が審議体に出席できない場合は下審査の審議体の長が指名する下審査の審議体の委員が報告する。
- (3) 審議体は、「可」の判定を選んだもののうち、必要があると認められるものについて、留意すべき事項を付すことができる。
- (4) 審議体は、「不可」又は「継続審査」の判定を選んだものについては、その理由を付すものとする。

## 6 会議の議事要旨等の公開

- (1) 審査の議事要旨及び結果（登録及び規定の認可の可又は不可）については、当該議事に係る認定手続が全て終了した後に公開する（設置者及び指導者等の個人に関する議事を除く）。

## 7 継続審議について

- (1) 「継続審査」とは、登録及び規定の認可を「可」とすべき要件が具備されていないものの、短期間にこれを是正することが可能と期待される場合を指すものとする。
- (2) 「継続審査」の判定は、1つの申請につき1回のみ行うこととする。

- (3) 最終判定において「継続審査」の判定となった申請について、文部科学大臣が「継続審査」の判断をした場合には、次回の申請受付期限にかかるらず、当該申請受付期限までに申請があつたものとして審査をすることとする。
- (4) (3)の場合において、必要な場合には、2(3)に定めるところにより、書面審査の一次審査の前までに申請書又は添付書類の補充又は訂正を求めるここととする。

## 8 研修事務規程の変更の認可の取扱いについて

- (1) 研修事務規程の変更の認可の審査は、2から6までに準じて行い、文部科学大臣に意見を述べるものとする。

## 9 登録日本語教員養成機関の登録の審査方法

- (1) 登録日本語教員養成機関の登録の審査は、2から7までに準じて行う。この場合において、「研修事務規程の認可」については「養成業務規定が法、施行規則及び規定の審査基準に適合すると判断すること」と読み替えるものとする。

## 10 養成業務規程の変更の届出の取扱いについて

- (1) 養成事務規程の変更の届出があつた場合には、法、施行規則及び規定の審査基準への適合性について、2から7までに準じて審査を行い、文部科学大臣に意見を述べるものとする。

## 11 法第49条第3項の規定による変更命令、法第55条の規定による適合命令、法第56条の規定による改善命令、法第63条第3項の規定による変更命令及び登録取消しについて

- (1) 法第49条第3項の規定による変更命令、法第55条の規定による適合命令（法第65条の規定により準用する場合を含む。）、法第56条の規定による改善命令（法第65条の規定により準用する場合を含む。）、法第63条第3項の規定による変更命令及び登録実践研修機関又は登録日本語教員養成機関の登録取消しの是非についての審議は、文部科学大臣が法第54条の規定（法第65条の規定により準用する場合を含む。）に基づいて登録実践研修機関又は登録日本語教員養成機関から受けた報告及び資料その他関連資料に基づいて行い、文部科学大臣に意見を述べるものとする。
- (2) (1)の審議に当たり必要な場合には、下審査の審議体による書面調査、面接調査又は実地調査を行うことができる。この場合において、これらの調査

は3又は4に準じて行う。

12 その他

- (1) ここに定めるもののほか、審査の運営に関し必要な事項は、審議体又は下審査の審議体が定める。